

2022 ひょうご立地支援

補助実績 182社

249億円

設備補助金の上限額なし!

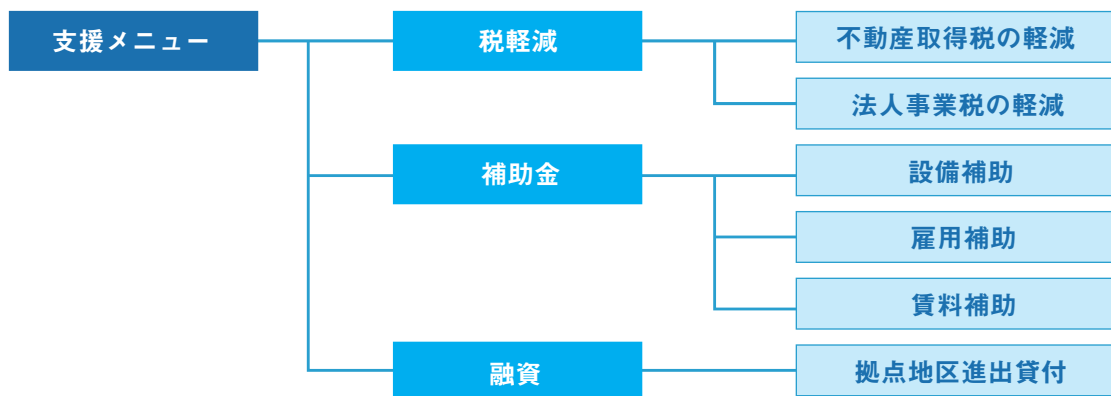


兵庫県産業労働部地域産業立地課

兵庫県内に事業所を立地する場合、 様々な支援を 活用することができます。

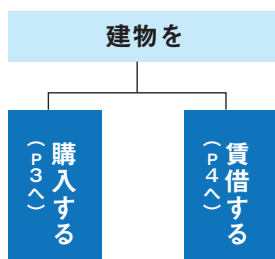


県の6つの支援メニュー

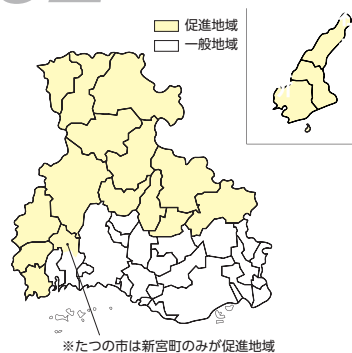


検討時の3つの見方

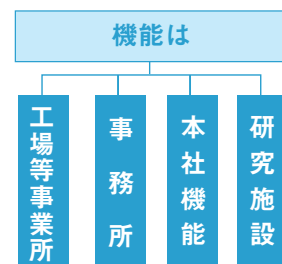
01 建物の 取得方法で見る



02 立地の場所で見ると



03 立地する 機能で見ると



「産業立地条例」による産業立地促進制度概要

■建築物等の設備投資を行う場合

①一般地域

区分	工場等	研究開発施設 ^{*1}	事務所 ^{*2}	本社機能 ^{*3}	
税 軽 減	不動産取得税	1/2軽減・2億円限度（指定拠点地区への立地又は本社機能立地に限る） 【要件】新規従業員 ^{*4} 11人以上 ※指定拠点地区は要件なし ※土地の範囲は立地促進事業家屋の垂直投影部分に限る。居抜物件及び既存敷地での増築等は軽減対象外。			
	法人事業税	指定拠点地区：1/2軽減（5年間）、その他：1/3軽減（5年間）		1/2軽減（5年間）	
補 助 金	設備補助	【補助率】投資額の3%以内	【補助率】投資額の5%以内	【補助率】投資額の3%以内	【補助率】投資額の5%以内
		【要件】 ①先端事業 ^{*9} ②投資額が20億円以上 （中小企業：10億円以上）	【要件】 投資額が5億円以上	【要件】 投資額が10億円 （中小企業：5億円）以上	
	※既存企業の既存敷地の場合、新展開事業必要（事務所及び本社機能除く）				
	【限度額】上限なし 【交付方法】補助額1億円未満は一括交付、1～5億円は5年分割、5億円以上は10年分割				
雇 用 補 助	【補助額】県内居住新規従業員：30万円/人 【限度額】3億円				
	【要件】①投資額5千万円以上（事務所及び本社機能立地は除く） ②県内居住新規従業員11人以上 ※既存企業の既存敷地の場合、新展開事業必要（事務所及び本社機能除く）				
融 資	拠点地区 進出貸付	【利率】年0.75%（固定金利） 【期間】15年以内（据置期間2年以内）	【限度額】100億円 【要件】①指定拠点地区 ②県内常用雇用 ^{*10} 11人以上		

②促進地域（但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市、たつの市（旧新宮町の区域に限る）、宍粟市、上郡町、佐用町）

区分	工場等	研究開発施設	事務所	本社機能	
税 軽 減	不動産取得税	1/2軽減・2億円限度 【要件】県内居住新規従業員6人以上 ※指定拠点地区は要件なし ※土地の範囲は立地促進事業家屋の垂直投影部分に限る。居抜物件及び既存敷地での増築等は軽減対象外。			
	法人事業税	1/2軽減（5年間） 【要件】①投資額が1億円以上（中小企業：0.5億円以上） ②県内居住新規従業員6人以上		【要件】新規従業員6人以上	
補 助 金	設備補助	【補助率】投資額の5%以内	【補助率】投資額の7%以内	【補助率】投資額の5%以内	【補助率】投資額の7%以内
		【要件】投資額が1億円以上 ※既存企業の既存敷地の場合、新展開事業必要（事務所及び本社機能除く）			
	【限度額】上限なし【交付方法】補助額1億円未満は一括交付、1～5億円は5年分割、5億円以上は10年分割				
	雇 用 補 助	【補助額】県内居住新規従業員：60万円/人 【限度額】3億円 新規非正規雇用（県内住所必要、1年以上の継続雇用必要）：30万円/人			
【要件】県内居住新規従業員6人以上 ※既存企業の既存敷地の場合、新展開事業必要（事務所及び本社機能除く）					
融 資	拠点地区 進出貸付	【利率】年0.75%（固定金利） 【期間】15年以内（据置期間2年以内）	【限度額】100億円（融資対象事業費の80%以内） 【要件】①指定拠点地区 ②県内常用雇用6人以上		

*1 研究開発施設：研究開発要員が施設の全正規従業員の20%を超え、かつ研究開発用面積が総面積の20%以上又は研究開発投資額が総投資額の20%以上

*2 事務所：対象事業（6ページ参照）を業とする者が事務所を新たに開設するもの

*3 本社機能：3大都市圏等（東京都、埼玉県、神奈川県、京都府、大阪府、愛知県及び政令指定都市）、外国からの本社機能移転、又は県内本社機能の新増設（県内既成都市圏への移転は除く）であって、本社機能（事務所〈調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、情報サービス事業、管理業務であって、複数の事業所若しくは全社的な業務を行うもの〉、研究所又は研究所〈重要な役割を担うもの〉）の移転・新増設に係る計画を作成し、知事の認定を受け3年以内に事業を開始するもの

*4 新規従業員：立地促進事業等確認日以降に新たに雇用する者又は県外施設から異動してきた者であって、雇用保険に加入する直接雇用者で、期間の定めなく継続雇用される者

*5 投資額：土地代を除いた設備投資額

*6 県内居住新規従業員：新規従業員（※4）であって、新たに雇用される際に県内に住所を有している者、又は配置転換により新たに県内に住所を定めた者

*7 既存企業の既存敷地：既に県内で事業活動を行っている法人が、所有又は賃借している土地

*8 新展開事業：現在実施している事業と日本標準産業分類の細分類を異にする事業、又は製造方法や工程を大きく転換する事業等

*9 先端事業：要領別表に規定する事業又はこれに準ずるものであって立地促進事業の実施に必要な高度な技術を活用するもの（6ページ参照）

*10 県内常用雇用：知事の認定を受けた立地促進事業に従事し、雇用保険に加入する者（県内住所不要、雇用形態は問わない。）

■オフィスビル等に入居する場合

①一般地域

(2022.4.1現在)

区分	事業所	事務所	本社機能	研究施設 ^{*11}
税 軽 減	法人事業税	【軽減率】1/3（5年間）	【軽減率】1/2（5年間）	【軽減率】 指定拠点地区1/2（5年間） その他1/3（5年間） 【要件】 ①中小企業 ②県内居住新規従業員11人以上
		【要件】 県内居住新規従業員11人以上	【要件】 新規従業員11人以上	
		都市再生高度業務地区 【軽減率】1/2（5年間） 【要件】①低未利用地の新設ビルに入居 ②占有床面積3000m ² 以上		
		国際経済地区 【軽減率】1/2（5年間） 【要件】①外国・外資系企業 ②占有床面積1000m ² 以上		
※軽減額は本来の課税額に軽減率と県内全従業者数に占める立地促進事業の従業者数の割合を乗じて算出				
補 助 金	賃料補助 (市町と共同実施) (補助率・額は 県と市の合計)	【補助率】1/2以内 【補助額】1,500円/m ² ・月 【期間】3年以内	【要件】新規従業員11人以上 【限度額】200万円/年	【補助率】1/2以内 【要件】中小企業等 【補助額】1,500円/m ² ・月 【限度額】200万円/年 【期間】3年以内
		国際経済地区 【補助率】1/2以内 【補助額】1,500円/m ² ・月 【期間】3年以内	【要件】外国・外資系企業 【限度額】200万円/年	
		※国際経済地区進出後3年以内に新規従業員11人以上の外国・外資系企業の場合 【補助額】3,000円/m ² ・月 【限度額】2,000万円/年 【期間】3年以内		
金	雇用補助	【補助額】県内居住新規従業員：30万円/人 【限度額】3億円		【要件】 ①中小企業 ②県内居住新規従業員11人以上 ③投資額5千万円以上
		【要件】 県内居住新規従業員11人以上		
融 資	拠点地区 進出貸付	【利率】年0.75%（固定金利） 【期間】15年以内（据置期間2年以内）	【限度額】100億円（融資対象事業費の80%以内） 【要件】①指定拠点地区 ②県内常用雇用11人以上	

②促進地域（但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神戸町、赤穂市、たつの市〈旧新宮町の区域に限る〉、宍粟市、上郡町、佐用町）

区分	事業所	事務所	本社機能
税 軽 減	法人事業税	【軽減率】1/2（5年間）	
		【要件】県内居住新規従業員6人以上	【要件】新規従業員6人以上
※軽減額は本来の課税額に軽減率と県内全従業者数に占める立地促進事業の従業者数の割合を乗じて算出			
補 助 金	賃料補助 (市町と共同実施) (補助率・額は 県と市の合計)	【補助率】1/2以内 【要件】新規従業員6人以上 【補助額】1,500円/m ² ・月 【限度額】200万円/年 【期間】3年以内	
		雇用補助 【補助額】県内居住新規従業員：60万円/人 【限度額】3億円 新規非正規雇用（県内住所必要、1年以上の継続雇用必要）：30万円/人 【要件】県内居住新規従業員6人以上	
融 資	拠点地区 進出貸付	【利率】年0.75%（固定金利） 【期間】15年以内（据置期間2年以内）	【限度額】100億円（融資対象事業費の80%以内） 【要件】①指定拠点地区 ②県内常用雇用6人以上

※11 研究施設：以下のいずれかの対象施設で対象分野の事業を行うもの。

【対象施設】（神戸市内）神戸国際ビジネスセンター、キメックセンタービル、神戸インキュベーションオフィス、神戸バイオメディカル創造センター、神戸臨床研究情報センター、神戸医療機器開発センター、神戸健康産業開発センター、先端医療センター、市民病院前ビル、神戸ハイブリッドビジネスセンター、国際医療開発センター、インターナショナルメディカルプラザ、神戸医療イノベーションセンター、クリエイティブラボ神戸

（尼崎市内）尼崎リサーチ・インキュベーションセンター

【対象分野】①健康・医療、②環境・エネルギー、③情報通信・エレクトロニクス、④ロボット（人工知能）、⑤ナノテクノロジー

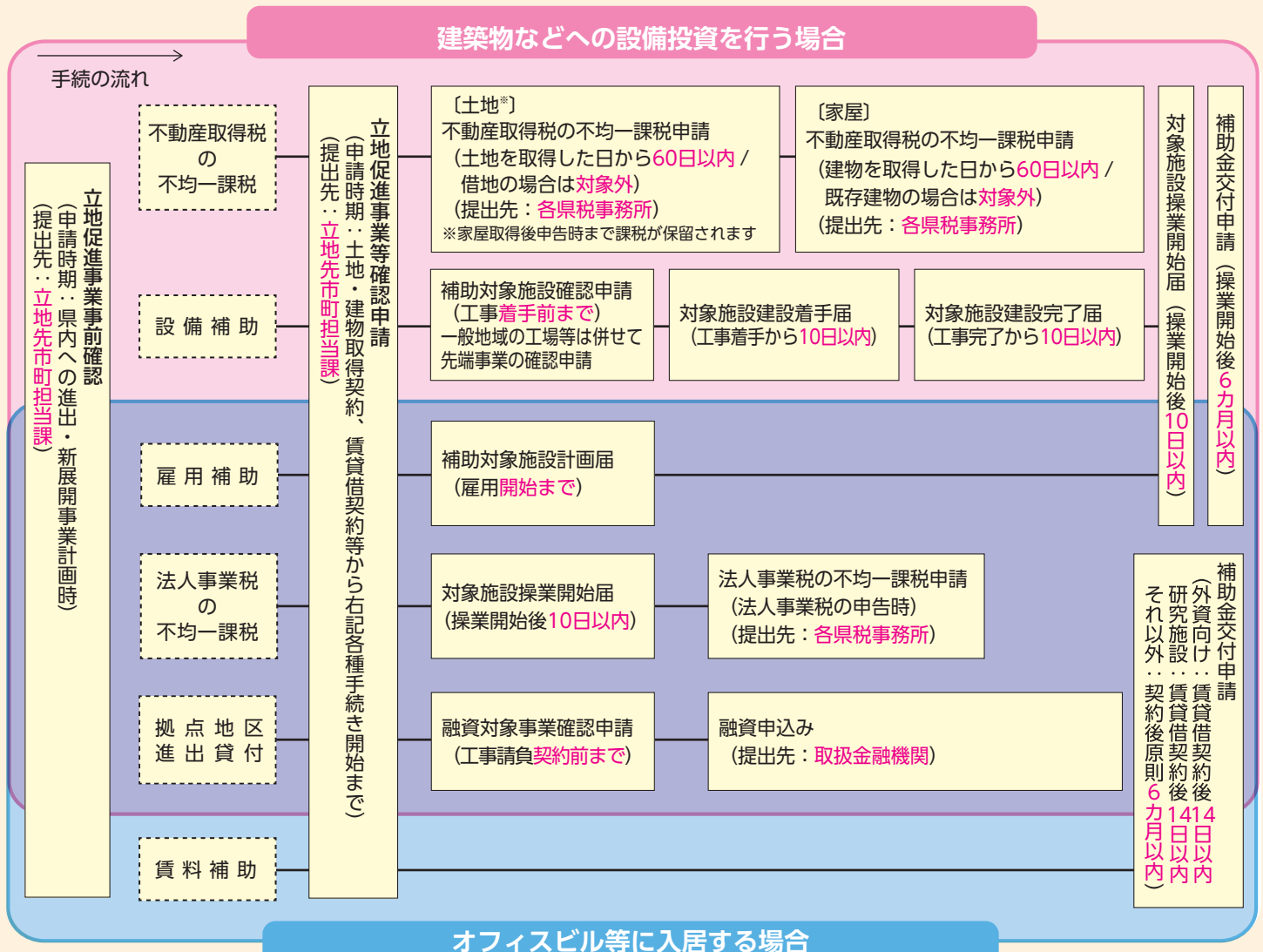
■指定拠点地区

(2022.3.31現在)

国際経済地区（外国・外資系企業の立地に限る）			
三宮地区（神戸市）	六甲アイランド地区（神戸市）	ポートアイランドⅠ期地区（神戸市）	ポートアイランドⅡ期地区（神戸市）
HAT神戸地区（神戸市）	南芦屋浜（潮芦屋）地区（芦屋市）	播磨科学公園都市（たつの市・上郡町・佐用町）	
姫路駅前地区（姫路市）	網干地区（姫路市）	広畑地区（姫路市）	
工場立地促進地区			
神戸ポートアイランド地区（神戸市）	神戸テクノ・ロジスティックパーク（神戸市）	神戸市兵庫区南部地区（神戸市）	尼崎リサーチコア地区（尼崎市）
神戸サイエンスパーク（神戸市）	神戸市兵庫区南部地区（神戸市）	北摂三田テクノパーク（三田市）	北摂三田第二テクノパーク（三田市）
尼崎臨海地区（尼崎市）	尼崎フェニックス事業用地（尼崎市）	高砂工業公園（高砂市）	高砂臨海地区（高砂市）
ニュー三田インダストリアルパーク（三田市）	ニュー三田インダストリアルパーク（三田市）	ひょうご情報公園都市（三木市）	にしわか上比延工場公園（西脇市）
二見臨海地区（明石市・播磨町）	二見臨海地区（明石市・播磨町）	加西南産業団地（加西市）	加西鎮岩地区（加西市）
小野市浄谷南地区（小野市）	加西東産業団地（加西市）	ひょうご東条ニュータウンインターパーク（加東市）	
加西インター産業団地（加西市）	加西インター産業団地（加西市）	多可町市原地区（多可町）	夢前工業団地（姫路市）
滝野工業団地（加東市）	多可町多田地区（多可町）	神河町吉富オノ久子（神河町）	赤穂磯産業団地（赤穂市）
姫路臨海地区（姫路市）	神河町粟賀町冷田（神河町）	播磨科学公園都市（たつの市・上郡町・佐用町）	太子地区（太子町）
赤穂臨海地区（赤穂市）	播磨科学公園都市（たつの市・上郡町・佐用町）	豊岡市出石中川（豊岡市）	和田山弥生が丘（朝来市）
豊岡中核工業団地（豊岡市）	三方東部工業団地（豊岡市）	和田山工業団地（朝来市）	養父市大藪（養父市）
生野工業団地（朝来市）	山東工業団地（朝来市）	篠山中央（丹波篠山市）	篠山市犬飼・初田（丹波篠山市）
養父市南部（養父市）	新温泉町富富（新温泉町）	青垣工業団地（丹波市）	山南工業団地（丹波市）
氷上工業団地（丹波市）	市島町下友政（丹波市）	淡路津名（生穂）（淡路市）	淡路津名（佐野）（淡路市）
春日町七日市（丹波市）	淡路津名（志筑）（淡路市）	五色町鳥飼浦（洲本市）	南あわじ市企業団地（南あわじ市）
夢舞台・鶴崎（淡路市）	五色町鮎原（洲本市）		
都市再生高度業務地区		既存未利用地等再生促進地区	
神戸三宮駅周辺地区（神戸市）		六甲山地区（神戸市）	

指定拠点地区は随時追加しています。最新の指定状況は制度のページ（裏表紙「よくある質問」の⑦に掲載）をご覧ください。

■補助金等に係る申請手続（標準例）



※事業認定日以降の雇用及び投資（契約又は発注）が支援対象となります。

支援措置を受けるための立地促進事業の主な分野と対象事業

分野	対象事業
1 医療・福祉に関連する分野	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 高度な医療技術の発展に寄与する医療機器であって、高い性能を有するものの開発又は製造を行う事業 <u>2</u> 高度な医療技術の発展に寄与する医薬品又は医療用品その他これらに類するものの開発又は製造を行う事業 <u>3</u> 高度な医療技術の発展に寄与する製品の開発若しくは製造に必要な機械のメンテナンス又はその性能の検査、分析、証明等のサービスを行う事業 <u>4</u> 医療関係の卸売業のうち、高度な医療技術の発展に寄与する製品の開発又は製造に寄与する事業 <u>5</u> 介護を行う者の負担の軽減等に資する福祉用具の開発又は製造を行う事業 <u>6</u> 健康の保持及び増進を図るための機器、器具又は用品の開発又は製造を行う事業 <u>7</u> 問診、尿検査、血圧検査、心電図検査等の健康診断の実施及びその結果の管理を行うサービス、医療機関の紹介その他健康若しくは医療に関する情報の提供を行うサービス又は健康に関する指導を行うサービスを総合的に提供する事業 <u>8</u> 保健師、看護師等を派遣し、高齢者等の看護を行うとともに、身体機能の回復訓練及び本人又は家族に対する保健に関する指導のサービスを行う事業 <u>9</u> 訪問介護事業に属する事業のうち、ホームヘルパーを派遣し、高齢者等の食事、衣類の着脱、入浴等の介助又は調理、洗濯、清掃等家事の援助のサービスを行う事業 <u>10</u> 訪問介護事業に属する事業のうち、浴槽を備えた車両を派遣し、高齢者等を介助の上入浴させるサービスを行う事業
2 生活文化に関連する分野	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅その他の優良な住宅の建築の促進に資する技術の開発を行う事業 <u>2</u> 災害等の防止に資する技術の研究又は開発を行う事業 <u>3</u> 耐震性、耐火性等に優れた素材、製品等の開発又は製造を行う事業 <u>4</u> 遊園地その他のレクリエーション施設、教養文化施設、スポーツ施設又は宿泊施設の設置及び運営を行う事業 <u>5</u> デザインに関する専門的なサービスを行う事業 <u>6</u> 繊維工業品、雑貨工業品、貴金属製品、家具類等の製品について独自のデザインの開発をし、かつ、当該デザインを利用した製品の製造又は卸売を行う事業 <u>7</u> 高度な情報通信技術を用いた電化製品又は当該製品に用いられる部品の開発又は製造を行う事業 <u>8</u> 健康食品、機能的食品、高齢者向け食品、核家族に対応した小容量の食品又はバイオテクノロジーその他高度な技術を利用した食品の開発又は製造を行う事業 <u>9</u> 学校、病院等の施設において提供される食事又は飲食店において提供される料理をこれらの施設に供給するために集中的に調理するサービスを行う事業 <u>10</u> 豊かな県民生活又は産業の高度化に寄与する人材の育成を行う事業 <u>11</u> 多様化する県民のニーズを充足する製品の販売又は賃貸を行う事業 <u>12</u> 多様化する県民のニーズを充足する飲食その他日常生活に関連したサービスを提供する事業 <u>13</u> 法律、財務、会計その他の専門的な知識又は技術を用いたサービスを提供する事業
3 環境に関連する分野	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 高度な技術を利用した集じん装置、排水処理装置その他の公害防止装置の開発又は製造を行う事業 <u>2</u> 環境への負荷の低減に資する原材料の製造に係る技術の開発又は当該技術を用いた製品の開発若しくは製造を行う事業 <u>3</u> 再生資源の利用の促進に資する技術の開発又は当該技術を用いた製品の開発若しくは製造を行う事業 <u>4</u> エネルギーの使用若しくはオゾン層を破壊する物質の使用の合理化に資する技術の開発又は当該技術を用いた製品の開発若しくは製造を行う事業 <u>5</u> 水質若しくは土壌の浄化その他の自然環境の回復に資する技術の開発又は当該技術を用いた製品の開発若しくは製造を行う事業 <u>6</u> 都市の緑化の促進に資する高度な技術の開発又は当該技術を用いた製品の開発若しくは製造を行う事業 <u>7</u> 環境測定又は環境への負荷の低減に係るコンサルティングを行う事業
4 情報・通信に関連する分野	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 情報処理又は電気通信の高度化に資する電子機器、通信機器等の開発又は製造を行う事業 <u>2</u> 電気通信による情報の流通の円滑化に資する技術の開発又は提供を行う事業（1に掲げるものを除く。） <u>3</u> ソフトウェア業、情報処理サービス業又は情報提供サービス業に属する事業 <u>4</u> 情報通信技術を用いて、新たなサービスを提供し、又はサービスの提供の方式を改善する事業（貸金業、興行所、廃棄物処理業、労働団体、政治団体、宗教及び外国公務に属する事業を除く。） <u>5</u> 映像等の情報を処理する高度な技術の開発又は当該技術を用いた作品の制作を行う事業 <u>6</u> 電気通信回線又は電子機器等を利用した顧客情報等のバックアップを行う事業 <u>7</u> 高度な情報処理を行う電子計算機を利用する研究の支援又は当該研究を行う人材の育成に係る事業の円滑な実施を支援する事業
5 新製造技術・新素材に関連する分野	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 生産性の向上、省力化、品質の向上等に寄与する新たな製造工程の開発又は当該製造工程に用いる製品の製造を行う事業 <u>2</u> 機械の構造に関する新たな技術若しくは高度な加工技術の開発又はこれらの技術を用いた製品の開発若しくは製造を行う事業 <u>3</u> 機能性に優れた新たな素材の開発又は当該素材を用いた製品の開発若しくは製造を行う事業
6 輸送・物流に関連する分野	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 大量輸送、高速輸送又は効率的な輸送に対応した製品の開発又は製造を行う事業 <u>2</u> 安全で快適な移動に資する技術の開発又は燃料電池車等環境への負荷の低減に資する製品若しくは部品の開発若しくは製造を行う事業 <u>3</u> 事故若しくは渋滞の抑制又は都市環境の改善に寄与する交通体系の整備又は当該交通体系の整備に用いられる製品の製造を行う事業 <u>4</u> 荷主企業の委託を受けて、荷役、在庫管理等の物流に係る業務を代行する事業 <u>5</u> 荷役、保管、仕分け、運搬等の物流の効率化、省力化等に寄与するシステムの開発又は当該システムを利用する事業
7 国際化に関連する分野	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 国際見本市場施設、同時通訳設備を備えた国際会議場施設その他の外国との経済交流又は文化交流の促進を図るための施設の設置及び運営を行う事業 <u>2</u> 外国企業等が我が国において行う事業の円滑な実施を支援する役務又は施設（外国企業等が行う事業を支援するための共用の受付、会議室その他の外国企業等が行う事業等を支援するための施設を備えたものに限る。）の提供を行う事業（1に掲げるものを除く。） <u>3</u> 外国企業等が行う事業のうち、当該事業により提供される商品又はサービスが県内産業の活性化に寄与する事業（1及び2に掲げるものを除く。）
8 農林水産業に関連する分野	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 農林水産業の収益力の強化に必要な施設の設置及び運営を行う事業 <u>2</u> 県産農林水産物の加工等に関する事業 <u>3</u> 農園その他の農林水産業の体験に供する施設の設置及び運営する事業
9 本社機能立地	<p>三大都市圏等（県外に限る）、外国からの本社機能移転、又は県内本社機能の新増設（県内既成都市区域への移転は除く）であって、県内で実施する事業（規則に定める「風俗営業等」「国実施事業等」は除く。）</p>

※一般地域の工場等では番号に二重下線のある対象事業のみが設備補助の対象です（別途、先端事業の認定が必要）。

※促進地域の工場等では番号に下線（二重下線含む）のある対象事業のみが設備補助の対象です。

※2022年3月31日現在の対象事業ですので、詳細はお問い合わせください。



兵庫県は サプライチェーン

強化・再構築も支援しています!!

支援対象者	海外の自社生産施設に類する生産施設を県内に新增設する者
	サプライチェーン強化のため、特定国に依存していた製品・部品等の生産施設を新たに県内に整備する者
	新型コロナウイルス感染症の影響により、需給が逼迫した医療物資・医療機器など県民の健康な生活を守る上で重要な製品の生産施設を新たに県内に整備する者
税軽減	不動産取得税の軽減措置が受けられます 【軽減率】 2分の1 (促進地域) 4分の3 * 上限 2 億円
	法人事業税の軽減措置 (5年間) が受けられます 【軽減率】 2分の1 (促進地域) 4分の3
補助金	設備投資への補助金が受けられます 【補助率】 投資額の 6% (促進地域) 10% * 上限無し
	新規雇用への補助金が受けられます 【補助額】 新規正規雇用者 45万円/人 (促進地域) 新規正規雇用者 90万円/人 新規非正規雇用者 30万円/人



令和5年3月31日まで

よくある質問

01 支援を受けるためには、どのような要件がありますか。

産業立地条例の支援を受けるためには、立地促進事業（6ページ参照）に該当することの知事の確認を受ける必要があります。また、立地形態により以下の要件を満たす必要があります。

- 建物を建設する場合：土地の取得日又は賃借開始日から1年以内に建物の建設工事に着手すること。
（既存敷地での新展開事業の場合は当要件なし）
- 既存建物を取得する場合、建物を賃借する場合：それぞれ取得日と賃借開始日から1年以内に操業開始すること。
- 本社機能立地の場合：事業認定を受けてから3年以内に操業開始すること。

02 立地促進事業の申請期限はありますか。

操業開始日までに、進出先市町に申請書を提出する必要があります。ただし、事業確認日以降の雇用及び投資（契約又は発注）が支援の対象となりますので、立地が決定しましたら早い時期にご相談ください。

03 既存建物を取得する場合も対象になりますか。

不動産取得税軽減の対象にはなりません、その他支援は活用できます。

04 雇用補助と設備補助の補助対象期間はいつからいつまでですか。

事業確認日から操業後6カ月以内までの期間の雇用や投資（契約又は発注）が補助対象です。

05 要件の（県内居住）新規従業員数はいつまでに達成する必要がありますか。

不動産取得税軽減では操業開始日、法人事業税軽減では操業後直近の決算日、雇用補助では補助金交付申請日（外国・外資系企業が5ページの国際経済地区で6ページの「7国際化に関する分野」の事業を行う場合は操業開始後36カ月以内、それ以外は操業後6カ月以内）の時点で達成している必要があります。

06 設備補助の対象はどのようなものですか。

所得税法施行令第6条第1号から7号に掲げる資産（建物・附属設備、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、及び工具・器具・備品）の取得及び設置にかかる費用が補助対象です。ただし、対象事業のために新たに取得及び設置をし、同事業の実施に不可欠なものに限ります。又、福利厚生施設や駐車場は除きます。

07 申請書の様式はどこで入手できますか。

兵庫県ホームページ内の制度のページアドレス（https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr03/sr03_00000002.html）に掲載しています。

兵庫県産業立地

検索

問い合わせ

兵庫県産業労働部地域産業立地課立地班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話：078-341-7711（代表）

03産 P2-101A4